

TAC税理士講座
2013年合格目標
上級コース

財務諸表論

ADVANCED

- ☐ bookkeeping
- ☒ financial accounting
- ☐ corporation tax
- ☐ income tax
- ☐ inheritance tax
- ☐ liquor tax
- ☐ consumption tax
- ☐ fixed property tax
- ☐ enterprise tax
- ☐ residence tax
- ☐ national collect tax

第1回講義 体験用テキスト

▶ 計算テキスト 1

Financial Accounting



TAC



財表上級コース計算テキストNo. 1 コントロールタワー

回数 教材	学 習 内 容	理論 テキスト	システム カード(理論)	計算 テキスト	トレーニング	システム カード(計算)
第 1 回 講 義①	●理論 財務諸表論の全体構造 I ●計算 計算書類等 計算規則$\frac{7}{8}$の概要 計算規則$\frac{9}{10}$の概要	P. 3 ∩ P. 18	1-1 ∩ 1-3	P. 3 ∩ P. 42	問題 1 ∩ 問題 2	1-1 ∩ 3-4
第 2 回 演 習① 添削問題	●理論 財務諸表論の全体構造 I ●計算 作表問題					
第 3 回 講 義②	●理論 会計公準・会計原則 損益会計（損益計算の構造のみ） ●計算 製造業の会計	P. 19 ∩ P. 69	2-1 ∩ 3-1	P. 47 ∩ P. 60	問題 3 ∩ 問題 6	4-1 ∩ 4-4
第 4 回 演 習②	●理論 会計公準・会計原則 損益会計（損益計算の構造のみ） ●計算 作表問題（製造業）					
第 5 回 講 義③	●理論 損益会計（損益計算の構造を除く） 資産会計（資産の概要のみ） 負債会計・引当金 ●計算 現金・預金 金銭債権	P. 70 ∩ P. 166	3-2 ∩ 5-2	P. 65 ∩ P. 118	問題 7 ∩ 問題 17	5-1 ∩ 6-10
第 6 回 演 習③ 添削問題	●理論 損益会計（損益計算の構造を除く） 資産会計（資産の概要のみ） 負債会計・引当金 ●計算 金銭債権を中心とする作表問題					
第 7 回 講 義④	●理論 財務諸表論の全体構造 II 概念フレームワーク ●計算 税金・税効果会計	P. 191 ∩ P. 232	7-1 ∩ 8-4	P. 123 ∩ P. 168	問題 18 ∩ 問題 27	16-1 ∩ 17-6
第 8 回 演 習④	●理論 財務諸表論の全体構造 II 概念フレームワーク ●計算 税金・税効果会計を中心とする作表問題					

テーマ	学 習 内 容	テ キ ス ト			
		No 1	No 2	No 3	No 4
1	計算書類等	●			
2	計算規則Ⅰの概要	●			
3	計算規則Ⅱの概要	●			
4	製造業の会計	●			
5	現金・預金	●			
6	金銭債権	●			
7	有価証券		●		
8	たな卸資産		●		
9	有形固定資産		●		
10	無形固定資産		●		
11	繰延資産		●		
12	金銭債務		●		
13	引当金		●		
14	退職給付会計			●	
15	純資産会計			●	
16	税金	●			
17	税効果会計	●			
18	外貨建取引				●
19	分配可能額計算				●
20	財務諸表等規則における固有の表示				●
21	会計上の変更等				●

(注) は本テキストの収録部分を示す。

テーマ	学 習 内 容	テ キ ス ト			
		No 1	No 2	No 3	No 4
1	財務諸表論の全体構造Ⅰ	●			
2	会計公準・会計原則	●			
3	損益会計	●			
4	資産会計	●	●	●	
5	負債会計	●		●	
6	財務諸表				●
7	財務諸表論の全体構造Ⅱ	●			
8	概念フレームワーク	●			
9	金融商品会計		●		
10	リース会計		●		
11	減損会計		●		
12	棚卸資産会計		●		
13	研究開発費・ソフトウェア会計			●	
14	退職給付会計			●	
15	資産除去債務会計			●	
16	税効果会計			●	
17	工事契約会計			●	
18	企業結合会計				●
19	事業分離会計				●
20	外貨換算会計				●
21	純資産会計				●
22	ストック・オプション会計				●
23	包括利益計算書				●
24	キャッシュ・フロー計算書				●
25	連結財務諸表				●
26	四半期財務諸表				●
27	会計上の変更等				●

(注)  は本テキストの収録部分を示す。

理論テキスト

< 今回の学習内容 >

第1回講義 使用ページ

p.3~18

テーマ 1

財務諸表論の全体構造 I

これから勉強を始める財務諸表論とはどのようなものなのかを学習していく。

財務諸表論の理論では、企業の外部利害関係者に対して企業の経営内容を報告することを目的とする会計（「外部報告目的会計」といわれる。）に関する領域を学習していく。この会計目的観をしっかりと認識しておくことが大切である。

また、企業会計の背後にある会計思考である静態論と動態論をみていく。この会計思考は各時代における社会経済状況と関連して静態論から動態論へと変遷を遂げているが、それぞれの会計思考の特徴はどのようなものであるか、理解することが大切である。

企業会計は、外部の各種利害関係者に対して、企業内容を報告することを目的としているが、その各種利害関係者のうち、債権者保護を目的とした場合と投資者保護を目的とした場合では、それぞれの目的を達成するための会計思考が異なる。

債権者保護目的を達成するための会計思考を静態論（的会計思考）といい、投資者保護目的を達成するための会計思考を動態論（的会計思考）という。

さらに、我が国における制度会計（会社法会計・金融商品取引法会計）の概要を把握する。財務諸表の体系の違いなどを理解しておくことが大切である。



学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	重要度
1-1	財務会計	C
1-2	静態論・動態論	B
1-3	制度会計の概要	B

1 - 1 財務会計

1 財務会計

㊦ 基本論点

1 意義

財務会計とは、企業の経済活動の内容とその結果を、企業の外部利害関係者に報告するための会計をいう。

2 財務会計の機能

(1) 説明責任履行機能

説明責任履行機能とは、株主（委託者）から拠出された資本（受託資本）に対する管理・運用の責任、すなわち受託責任を明らかにする機能をいう。

(2) 利害調整機能

利害調整機能とは、資産・負債・純資産の額、収益・費用・利益の額、分配可能額などの決定を通して、利害関係者の利害を調整する機能をいう。

(3) 情報提供機能

情報提供機能とは、利害関係者がそれぞれの利害に基づいて、将来の行動に関する意思決定を行う上で有用な情報を提供する機能をいう。

⑫ 詳 解

1 企業会計

企業会計とは、営利目的の企業を経済主体におき、その企業の経済活動の内容とその結果を、記録・測定・伝達する手続をいう。なお、企業は会社や組合などに分類されるが、財務諸表論では一般に株式会社を前提としている。

2 財務会計（外部報告目的会計）

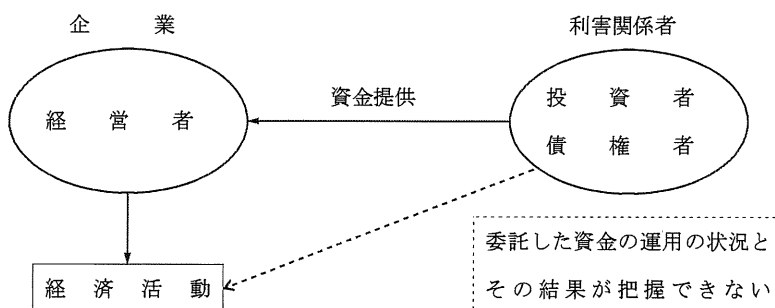
企業会計をその会計情報の提出先の観点から分類すると財務会計と管理会計に分類できる。

財務会計とは、企業の経済活動の内容とその結果を、企業の外部利害関係者に報告するための会計をいい、外部報告目的会計とも呼ばれる。

企業が経済活動を行うには、資金が必要となる。そこで企業は、出資者（具体的には株主をさし、将来株主になるであろう人々など（将来株主）を含めて「投資者」という。）を募って資金を調達したり、また、銀行などの金融機関（借入による資金提供者のことを「債権者」といい、先の「投資者」と合わせて「利害関係者」という。）からの借入によって資金の調達をし、経済活動を行うこととなる。

逆に利害関係者は、資金を企業の経営者に提供し、その運用を委託する。しかし、利害関係者は直接企業の経済活動に携わるわけではないため、提供した資金が企業の経済活動にどのように利用され、どのような結果を生み出しているのかを直接知ることはいきない。

【図表①】

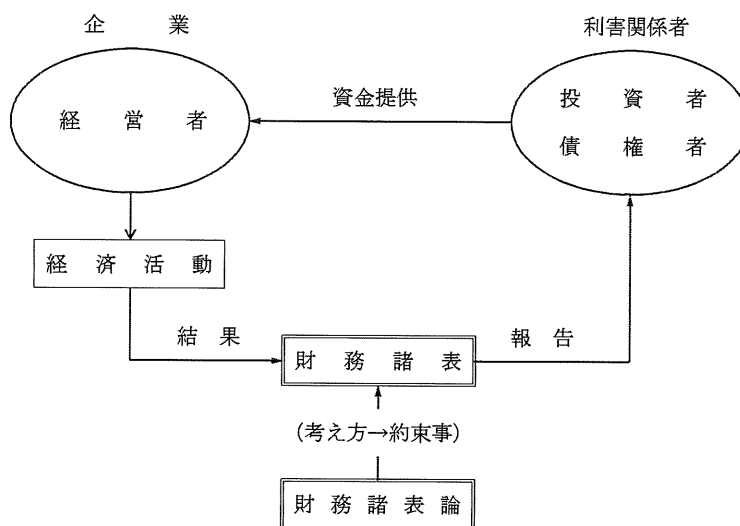


このため、企業経営者には、利害関係者から委託された資金の運用の状況とその結果など、企業の状況（具体的には財政状態や経営成績）に関する内容を報告することが求められることとなるのである。

企業経営者は、企業の財政状態や経営成績に関する内容を取りまとめ、利害関係者に対して定期的に報告する必要がある、その報告の手段として用いられるのが「財務諸表」（代表的なものが「貸借対照表」と「損益計算書」である。）なのである。

企業の経済活動の内容とその結果を、企業の外部利害関係者に報告するために行われる会計を財務会計といい、その内容を報告するために、企業の経済活動における各種の取引を記録にとどめ、定期的にこれを取りまとめて財務諸表が作成されるまでの各段階における考え方を研究し、そこから一定の約束事を創りあげてをねらいとする学問が財務諸表論であり、税理士試験における学習範囲となるものである。

【図表②】

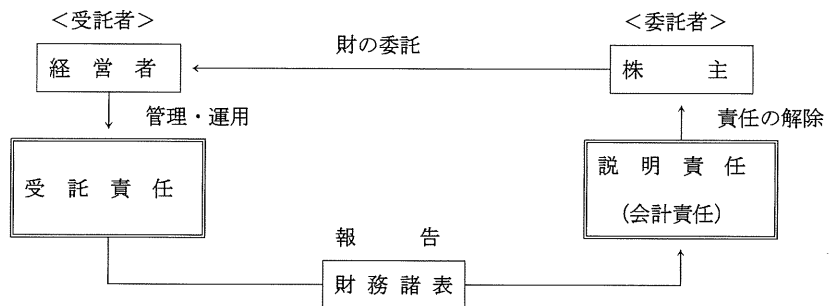


3 財務会計の機能

(1) 説明責任履行機能

株式会社において、株主は自己の所有する財を経営者に委託する。したがって、株主は委託者であり、経営者は受託者である。その結果、受託者である経営者は委託された財（これを「受託資本」という。）に対する管理・運用の責任（これを「受託責任」という。）とその結果を財務諸表を通じて報告（説明）する責任（これを「説明責任」又は「会計責任」という。）を果たす必要があり、その役割を財務会計が担っているのである。

【図表③】



(2) 利害調整機能

財務会計とは、企業外部の利害関係者に対して、企業の経済活動の内容とその結果を報告するための会計をいう。ここに利害関係者とは、企業の経済的状況について何らかの法的・経済的利害関係を有している人々のことをいう。代表的な利害関係者としては、株主や債権者をあげることができる。

株主は企業の業績（利益の大小）を反映する配当金の額の大小及び株価の高低に関して企業と利害関係をもっており、債権者は融資した資金の返済能力及び利息支払能力に関して企業と利害関係をもっている。

このように、企業の外部には、さまざまな利害関係者がおり、かつ、それぞれの利害は必ずしも一致するものではないことから、彼らの利害を調整する役割を財務会計は担っているのである。

(3) 情報提供機能

株主、債権者等の外部利害関係者はそれぞれの立場で、それぞれの利害に基づいて将来の行動に係る意思決定を行うこととなる。この場合に利害関係者の注目する情報が、企業が作成・公表する財務諸表である。それゆえ、財務会計は、企業の外部利害関係者の意思決定のための情報を提供する機能を担っているといえるのである。

応用論点

1 財務会計の機能についての見解

本テキストでは、財務会計の機能として、(a)説明責任履行機能、(b)利害調整機能、(c)情報提供機能の3つをあげているが、(a)を株主と経営者間の利害調整機能と捉え、(b)を主に株主と債権者間の利害調整機能と捉える見解もある。

【図表④】

説明責任履行機能	株主に対して説明責任を果たす機能	利害調整機能	株主と経営者
利害調整機能	株主と債権者の利害を調整する機能		株主と債権者
情報提供機能	利害関係者に対して有用な情報を提供する機能	情報提供機能	

<メ モ>

1-2 静態論・動態論

1 静態論の特徴

① 基本論点

1 会計の目的・計算の重点

静態論のもとでは、債権者保護のための企業の債務弁済力の算定・表示が会計の目的とされる。そのため、企業の財産計算が計算の重点とされる。

② 財産計算

2 利益の計算

静態論のもとでは、財産法により利益が計算される。

③ 財産法

財産法とは、期首の純財産（正味財産）と期末の純財産（正味財産）との差額として利益を計算する方法である。

3 資産・負債の認識

静態論のもとでは、個別的な財産価値をもつものだけが資産として認識され、また、法的確定債務だけが負債として認識される。

【図表①】

静的貸借対照表

財 産	法的確定債務	} 債務弁済力
	純 財 産 (正味財産)	

⑫ 詳 解

1 静態論の特徴

静態論的会計思考が広がった当時の企業は経済的な基盤が脆弱であったため、継続企業を前提としつつも実際には、倒産が相次いでいる状況であった。当時の主要な利害関係者は、企業に対する資金提供者である点で共通する株主及び債権者であった（当時はまだ、証券市場が発達していないため、投資者は財務諸表の受け手として重要性を帯びていない。）。

しかし、両者の資金提供の見返りとして取得する権利の内容には、大きな差がある。株主は株主総会における経営上の意思決定への参加や、配当金や社内留保額の持分が取得できる一方で、企業倒産時でも自己の出資額を限度とした有限責任で足りるのに対し、債権者は経営意思決定には参加できず、企業倒産時に元金が回収できない危険をも負担させられている。したがって、企業の倒産を前提とした場合には債権者保護の観点に立って企業の債務弁済力を、貸借対照表を通じて定期的に公開させることが必要であったのである。このような債権者保護のための債務弁済力の算定・表示に目的をおく会計思考を静態論と呼ぶのである。

静態論においては、その目的観から、企業の債務弁済力の計算、すなわち、財産計算（財産－債務＝正味財産）が計算の重点とされていた。よって、静態論のもとでは、財産計算を直接行うことができる貸借対照表が重視され、損益計算書は作成されていなかった。

ただし、静態論のもとでも、利益の計算は財産計算の影に隠れて副次的に行われていた。すなわち、貸借対照表により期首の純財産と期末の純財産を把握して、この純財産を時点比較することにより、利益の計算が行われていたのである。この利益の計算方法のことを財産法という。

このように静態論のもとでは、解散を前提として企業の活動を静的に捉え、貸借対照表の作成のみを行っていた。ここでの貸借対照表は静的貸借対照表と呼ばれている。この静的貸借対照表は、決算日において仮に企業が解散した場合における企業の財産有高を示すため、決算日における財産と債務の实地棚卸を行って、財産目録を作成し、これに基づいて作成されていた。この貸借対照表の作成方法を棚卸法という。そして、その貸借対照表の借方には個別的な財産価値をもつものを記載し、貸方には法的確定債務とそれらの差額として、企業の純財産を記載していたのである。

2 動態論の特徴

基本論点

②損益計算

②損益法

1 会計の目的・計算の重点

動態論のもとでは、投資者保護のための企業の収益力の算定・表示が会計の目的とされる。そのため、企業の損益計算が計算の重点とされる。

2 利益の計算

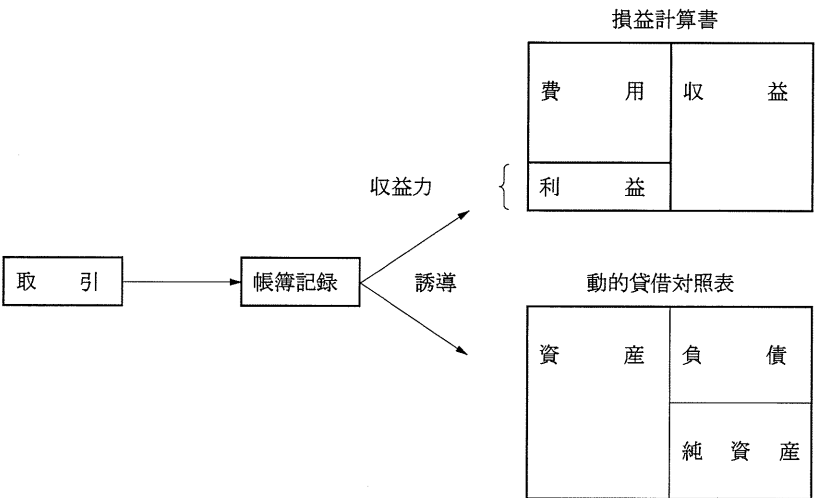
動態論のもとでは、損益法により利益が計算される。

損益法とは、複式簿記により企業資本運動を描写し、これに基づいて収益と費用を把握し、その差額として利益を計算する方法である。

3 資産・負債の認識

動態論のもとでは、企業資本の運用形態を示すものが資産として認識される。また、企業資本の調達源泉を示し、弁済義務を負うものが負債として認識される。

【図表①】



② 詳 解

1 動態論の特徴

19世紀末から20世紀初頭にかけて、株式会社制度が定着してきたことに従い、これまでのような倒産を前提とする財産計算は次第に現実適合性を失ってきた。また、証券市場の発達による企業規模の拡大に伴って、投資者が財務諸表の受け手として重要性を帯びてきた。よって、彼らが投資意思決定を行う場合の資料として、企業の収益力に関する情報開示が必要となってきたのである。このような投資者保護のための収益力の算定・表示を目的とする会計思考を動態論と呼ぶのである。

動態論においては、継続企業を前提とすることから、期中の企業の活動を資金面から描写すべく、複式簿記という簿記システムを使って貸借対照表と損益計算書の両方を作成している。ただし、投資者保護のための収益力の算定・表示を会計の目的とするため、損益計算に重点がおかれていることから、それを直接行うことができる損益計算書が重視され、貸借対照表は損益計算書に対して従たる地位におかれているのである。

動態論における利益の計算については、貸借対照表と損益計算書の両面から行うことができる。ただし、貸借対照表による利益の計算方法である財産法は、あくまで純資産の時点比較を行うことにより利益を計算する方法であることから、利益の発生源泉を明らかにすることができない。よって、利益の発生源泉をも明らかにするため、損益計算書により利益の計算は行われている。この利益の計算方法を損益法といい、複式簿記により企業資本運動を描写し、これに基づいて収益と費用を把握し、その差額として利益を計算する方法をいう。

このように、動態論のもとでは、企業の活動を資金面から、複式簿記という簿記システムを使って動的に捉えて、誘導法により財務諸表を作成している。ここに誘導法とは、複式簿記による帳簿記録から、まず、収益・費用を誘導して損益計算書を作成し、その後、残余項目である資産・負債・純資産を誘導して貸借対照表を作成する方法をいう。

また、動態論のもとで作成される貸借対照表を動的貸借対照表という。この動的貸借対照表においては、継続企業を前提とした損益計算を重視していることから、その借方には、資産として、個別的な財産価値をもつものだけではなく次期以降の損益計算にも関連する経過勘定項目や繰延資産などの計算擬制的資産も計上され、貸方には負債として、法的確定債務以外に経過勘定項目や負債性引当金などの計算擬制的負債も計上されているのである。

1 - 3 制度会計の概要

1 制度会計の概要（年度の個別財務諸表を前提とした場合）

基本論点

	会 社 法 会 計	金融商品取引法会計
制 度 の 目 的	主に株主と債権者との間の利害関係の調整	国民経済の健全な発展及び投資者の保護
規 制 の 対 象	すべての会社	上場会社等
会 計 処 理 基 準	会社法の計算規定及び会社計算規則等	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
表 示 基 準	会社計算規則等	財務諸表等規則
財務諸表（計算書類等）の体系	①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④注記表 ⑤事業報告 ⑥附属明細書	①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④キャッシュ・フロー計算書 ⑤附属明細表
開 示 の 方 法	①計算書類等の株主への提供 ②計算書類等の定時株主総会への提出等 ③計算書類等の公告 ④計算書類等の備置及び閲覧等	有価証券報告書及び四半期報告書等を内閣総理大臣に提出

⑫ 詳 解

1 制度会計の概要

財務会計は、企業の財務内容に関する情報を外部の利害関係者に報告することを目的とする会計であるが、その報告が適切に行われず、誤った財務諸表が公表されれば、企業の財政状態や経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせることとなり、利害関係者に多大な不利益を被らせる可能性がある。そこで、利害関係者を適切に保護し、企業の状況に関する判断を誤らせることがないようにするために、特定の外部報告に対して法律上の規制を設けて、強制力をもたせているのである。この法律や規則のもとに行われる会計を制度会計といい、代表的なものとして会社法に基づく会社法会計と金融商品取引法に基づく金融商品取引法会計がある（この他に法人税法に基づく税務会計をあげることもできる。）。

(1) 会社法会計

① 制度の目的

会社法は、私法の一つとして、企業をめぐる個々の経済主体相互間の利害調整を目的として制定されている。したがって、財務会計のもつ利害調整機能、すなわち経営者・株主・債権者の間に存在する利害関係の調整は、主として会社法による会計を通じて遂行されることになる。

会社法の株主と債権者との間の利害関係の調整という制度の目的をそれぞれの利害関係者の立場から具体的には以下のように表現できる。

- (a) 債権者保護のための債務弁済力の保全
- (b) 株主保護のための受託資本の管理・運用状況の開示

上記(a)は最終的には、主に「分配可能額の算定」の規定に集約され、上記(b)は計算書類等の株主への開示の規定に集約されることになる。

② 規制の対象

会社法では「会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と規定しており、また、会社について、「株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。」と規定していることから、規制の対象をすべての会社としている。

③ 会計処理基準及び表示基準

会社法会計では、「会社法第二編第五章計算等」及び「会社計算規則第二編会計帳簿」において、株式会社の会計処理を規定し、「会社計算規則第三編計算関係書類」において株式会社の計算における表示を規定している。

ただし、会社法は会社に関するすべての会計処理及び表示を規定しているわけではなく、また、すべての会社を規制の対象としているため、規定している事項についても選択の幅を設けている。したがって、会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と規定し、また、会社計算

規則では、「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。」と規定している。

(2) 金融商品取引法会計

金融商品取引法は、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十分な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的に制定されたものである。

① 制度の目的

金融商品取引法は、私的利害の相互調整を超えた国民経済全体の発展や調和を目的とした公法である。したがって、金融商品取引法では「この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に対し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十分な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」と規定している。

この目的を達成するため、金融商品取引法は有価証券等の発行市場と流通市場のそれぞれについて、企業が投資者への情報提供のために作成・開示すべき書類を規定し、財務諸表をその主要な部分として位置付けている。したがって、証券市場等に対する情報提供機能は、主として金融商品取引法のもとで行われる財務会計を通じて遂行されることになる。金融商品取引法に基づいて行われる企業の財務情報の公表制度はとくに、企業内容開示制度又はディスクロージャー制度と呼ばれている。

金融商品取引法会計の「国民経済の健全な発展及び投資者の保護」という目的を達成すべく金融商品取引法では発行市場におけるディスクロージャー制度として有価証券届出書の提出、流通市場におけるディスクロージャー制度として有価証券報告書等の提出により投資者に情報提供すべきことを規定している。

② 規制の対象

金融商品取引法に基づく規制の対象は以下のとおりである。

- (a) 1億円以上の株式・社債の募集又は売り出しを行い、又は行った会社
- (b) 金融商品取引所に株式を上場している会社 など

したがって、規制の対象となるのは、主に上場会社等となる。

③ 会計処理基準及び表示基準

金融商品取引法会計のもとで要求されている財務諸表については、会計処理・表示において準拠すべき基準が定められている。すなわち、企業会計原則や金融商品に関する会計基準などの一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従って会計処理を行い、財務諸表の表示については財務諸表等規則と略称される内閣府令を遵守することになる。

Q 有価証券報告書とは？

A 有価証券報告書とは、証券の流通市場で取引されている有価証券の保有者やこれを取得しようとする投資者に対する継続情報開示制度として金融商品取引法において内閣総理大臣に提出を義務付けられた書類である。

Q 事業報告とは？

A 会社法で作成が要求される事業報告とは、貸借対照表及び損益計算書では十分に表現できなかった会社の経済活動の全体像を文章や数字を用いて記載したもので貸借対照表や損益計算書の係数を解釈する前提となる企業の実態に関する情報としての意義をもつものである。

事業報告に記載すべき事項は、主要な事業内容、当期の営業の経過と成果、株主や従業員の状況、取締役・執行役・監査役の指名と担当事項など、会社法施行規則で定められている。

なお、金融商品取引法会計の財務諸表の体系には会社法会計の事業報告に相当する書類が含まれていないことが指摘されるが、企業の実態に関する種々の情報は、有価証券報告書の「経理の状況」以外の箇所で詳細に記載されている。

Q 金融商品取引法における財務諸表の詳細は？

A 金融商品取引法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法については、財務諸表等規則、連結財務諸表規則、四半期財務諸表等規則及び四半期連結財務諸表規則の定めに従うこととなる。

これらの規則に従った場合の財務諸表の体系を整理すると次のようになる。なお、四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は必要とされない。また、第1四半期及び第3四半期においては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示は省略することができる。さらに、連結キャッシュ・フロー計算書を開示する場合には、個別ベースのキャッシュ・フロー計算書の開示は必要とされない。

		四半期	年度
1 計 算 書 方 式	連結	四半期連結貸借対照表 四半期連結損益及び包括利益計算書 ———— (四半期連結キャッシュ・フロー計算書) ————	連結貸借対照表 連結損益及び包括利益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 連結附属明細表
	個別	(四半期個別貸借対照表) (四半期個別損益計算書) ———— (四半期個別キャッシュ・フロー計算書) ————	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 (キャッシュ・フロー計算書) 附属明細表
2 計 算 書 方 式	連結	四半期連結貸借対照表 四半期連結損益計算書 四半期連結包括利益計算書 ———— (四半期連結キャッシュ・フロー計算書) ————	連結貸借対照表 連結損益計算書 連結包括利益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 連結附属明細表
	個別	(四半期個別貸借対照表) (四半期個別損益計算書) ———— (四半期個別キャッシュ・フロー計算書) ————	貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 (キャッシュ・フロー計算書) 附属明細表

テキスト

< 今回の学習内容 >

第1回講義 使用ページ

p.3~42

テーマ 1 計算書類等

項 目 及 び 内 容		重要度
1－1 計算書類等の概要		
1	計算書類等	☆
2	各計算書類等の概要	☆
1－2 注記表の概要		
1	注記表の概要	☆
2	注記の文例	☆

1 - 1 計算書類等の概要

ポイント整理

1 計算書類等

＜ 計算書類等の体系 ＞

計 算 書 類	貸借対照表
	損益計算書
	株主資本等変動計算書
	個別注記表（注記表）
計算書類に係る附属明細書	
事業報告	
事業報告に係る附属明細書	

2 各計算書類等の概要

名 称	概 要
貸借対照表	会社の財産に関する状況を示す書類
損益計算書	会社の損益に関する状況を示す書類
株主資本等変動計算書	貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額とその変動事由を示す書類
個別注記表（注記表）	計算書類の数値や項目に関する補足的な財務情報を示す書類
事業報告	会社の計算以外の会社の状況に関する重要な事項等を示す書類
附属明細書	上記書類に関する期中増減、期末内訳等を示す書類

~~~~~

## 1 計算書類等

計算書類等については、会社法で「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。」と規定している。ここで、「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」とは、会社計算規則において「株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。」とされている。

## 2 計算関係書類

会社計算規則では、「計算関係書類」という概念を用いて規定している。

「計算関係書類」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 成立の日における貸借対照表
- (2) 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書
- (3) 臨時計算書類
- (4) 連結計算書類

受験上は、上記の4項目のうち、(2)各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を主に学習していくことになる。

## 3 金額の単位

計算書類に係る事項の金額の単位は、一円単位、千円単位、百万円単位のいずれかによる。会社法では、会社規模の大小にかかわらず、百万円単位が認められることになった。なお、受験上は、千円単位が通常になるものと考えられる。

また、千円未満又は百万円未満の端数処理については、切捨てや切上げ、又は、四捨五入等の処理が行われる。受験上は作成単位並びに端数処理の方法が明示されるため、その指示に従い作成することとなる。

## 4 計算関係書類の形式

各事業年度に係る計算書類の附属明細書を除く計算関係書類の作成にあたっては、貸借対照表、損益計算書その他計算書類を構成するものごとに、1つの書面その他の資料として作成しなくてもよい。つまり、これらの各構成物がそれぞれ1つの計算書類等と認識されることはなく、これらを独立した資料で作成する必要もない。

たとえば、計算書類に含まれるものとして個別注記表（注記表）があるが、これを1つの書面として作成せず、従来どおり貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の末尾に脚注形式で記載することも可能である。計算書類として一体となったものを適切に作成すればよいのである。

## 5 会計帳簿に基づく作成

各事業年度に係る計算書類及び附属明細書については、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

## 6 計算書類の作成期間

各事業年度に係る計算書類の作成に係る期間については、会社が任意に設定することができるが、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日から当該事業年度の末日までの期間とし、1年を超えることができない。

## 1-2 注記表の概要



### ポイント整理

#### 1 注記表の概要

|   | 注記事項の名称              | 注記事項の概要                                        |
|---|----------------------|------------------------------------------------|
| ① | 継続企業の前提に関する注記        | 事業年度末日において、会社が将来にわたって事業を継続する前提に重要な疑いが存在する場合の注記 |
| ② | 重要な会計方針に係る事項に関する注記   | 計算書類の作成のために採用している会計方針に関する注記                    |
| ③ | 会計方針の変更に関する注記        | 計算書類の作成のために採用した会計方針を変更した場合の注記                  |
| ④ | 表示方法の変更に関する注記        | 計算書類の作成のために採用した表示方法を変更した場合の注記                  |
| ⑤ | 会計上の見積りの変更に関する注記     | 計算書類の作成に当たっての会計上の見積りの変更を行った場合の注記               |
| ⑥ | 誤びゅうの訂正に関する注記        | 過去の誤びゅうの訂正を行った場合の注記                            |
| ⑦ | 貸借対照表等に関する注記         | 貸借対照表等に記載される項目に関する注記                           |
| ⑧ | 損益計算書に関する注記          | 損益計算書に記載される項目に関する注記                            |
| ⑨ | 株主資本等変動計算書に関する注記     | 株主資本等変動計算書に記載される項目に関する注記                       |
| ⑩ | 税効果会計に関する注記          | 税効果会計を適用した場合に必要な注記                             |
| ⑪ | リースにより使用する固定資産に関する注記 | ファイナンス・リース取引を行った会社が賃貸借処理を行った場合に必要となる注記         |
| ⑫ | 金融商品に関する注記           | 金融商品の時価などの金融商品の状況に関する注記                        |
| ⑬ | 賃貸等不動産に関する注記         | 賃貸等不動産の時価などの賃貸等不動産の状況に関する注記                    |
| ⑭ | 持分法損益等に関する注記         | 連結計算書類を作成しない場合における持分法損益等に関する注記                 |
| ⑮ | 関連当事者との取引に関する注記      | 会社の主要株主などの関連当事者と重要な取引をした場合に必要となる注記             |
| ⑯ | 1株当たり情報に関する注記        | 1株当たり当期純利益などの普通株主に関する注記                        |
| ⑰ | 重要な後発事象に関する注記        | 事業年度末日後に発生した会社に重要な影響を及ぼす事項に関する注記               |
| ⑱ | 連結配当規制適用会社に関する注記     | 分配可能額算定における連結配当規制の規定の適用を受けた会社に関する注記            |
| ⑲ | その他の注記               | 上記に掲げるもののほか、会社の財産又は損益の状況を正確に判断するために必要な注記       |

上記①～⑯の注記事項について、会計監査人設置会社以外の公開会社の場合には、継続企業の前提に関する注記（①）、会計上の見積りの変更に関する注記（⑤）、持分法損益等に関する注記（⑭）及び連結配当規制適用会社に関する注記（⑯）を記載する必要はない。

なお、上記①～⑯の注記事項のうち、継続企業の前提に関する注記（①）、表示方法の変更に関する注記（④）、会計上の見積りの変更に関する注記（⑤）、誤びゅうの訂正に関する注記（⑥）、リースにより使用する固定資産に関する注記（⑪）、金融商品に関する注記（⑫）、賃貸等不動産に関する注記（⑬）、持分法損益等に関する注記（⑭）、関連当事者との取引に関する注記（⑮）、重要な後発事象に関する注記（⑰）、連結配当規制適用会社に関する注記（⑯）、その他の注記（⑱）は、計算問題における重要性が乏しいため、ここでは考慮外とする。したがって、計算上は上記①～⑯の注記事項のうち

②、③、⑦、⑧、⑨、⑩、⑬

について考慮すればよい。

## 2 注記の文例

### (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 重要な会計方針に関する注記

| 内 容                 | 文 例                                                                                                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)有価証券の評価基準及び評価方法  | <p>① 売買目的有価証券は時価法（評価差額は切り放し方式により処理し、売却原価は総平均法により算定）により評価している。</p> <p>② 市場価格のあるその他有価証券は決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価している。</p> |
| (2)たな卸資産の評価基準及び評価方法 | <p>商品は先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）により評価している。</p>                                                                                                         |
| (3)有形固定資産の減価償却の方法   | <p>有形固定資産のうち建物（投資建物を含む）、備品は定額法により、車両は定率法により減価償却している。</p>                                                                                                    |
| (4)無形固定資産の償却の方法     | <p>① のれんは効果の及ぶ期間（20年間）で定額法により償却している。</p> <p>② 商標権は定額法により償却している。</p> <p>③ 自社利用のソフトウェアは利用可能期間（5年間）に基づく定額法により償却している。</p>                                       |

| 内 容                      | 文 例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (5)繰延資産の処理方法             | ① 開発費は全額支出時の費用として処理している。<br>② 開発費は5年間で定額法により償却している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (6)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産・負債は「外貨建取引等会計処理基準」に基づいて換算している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (7)引当金の計上基準              | 引当金の計上基準は次のとおりである。<br>① 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、債権の区分に応じ、以下のように設定している。<br>㊦ 一般債権は貸倒実績率法により、過去の貸倒実績率に基づき、期末残高の2%を計上している。<br>㊧ 貸倒懸念債権は財務内容評価法により、担保の処分見込額を控除した残額の50%を計上している。<br>㊨ 破産更生債権等は財務内容評価法により、保証による回収見込額を控除した残額の全額を計上している。<br>② 賞与引当金は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるために、従業員給与規程に基づく賞与支給対象期間のうち、当期に対応する支給見込額を計上している。<br>③ 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、以下のとおり計上している。<br>㊦ 退職給付引当金は、期末の退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。<br>㊧ 数理計算上の差異は、発生の翌年度から定額法（期間10年）により費用処理している。<br>㊨ 過去勤務債務は、定率法（期間10年）により費用処理している。<br>㊩ 会計基準変更時差異は、定額法（期間15年）により費用処理している。<br>④ 債務保証損失引当金は、債務保証の履行可能性が高くなったため、翌期における代理弁済見込額の全額を計上している。 |
| (8)収益及び費用の計上基準           | 割賦販売に係る売上高（又は販売益）は回収基準（又は回収期限到来基準）により計上している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (9)その他の重要な会計方針           | 消費税等の会計処理は税抜方式（又は税込方式）によっている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

(2) 貸借対照表等に関する注記

| 項 目                          | 文 例                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①担保提供資産                      | <p>① 土地のうち10,000千円を長期借入金15,000千円の担保に供している。</p> <p>② 長期預金のうち2,000千円を当座借越契約の担保に供している。</p>                                                                                               |
| ②貸倒引当金につき直接控除注記法により表示する場合    | <p>《科目別注記法》</p> <p>金銭債権から貸倒引当金がそれぞれ控除されている。</p> <p>受取手形 200千円 売掛金 300千円<br/>短期貸付金 100千円 長期貸付金 100千円</p> <p>《一括注記法》</p> <p>金銭債権から貸倒引当金がそれぞれ控除されている。</p> <p>短期金銭債権600千円 長期金銭債権100千円</p> |
| ③減価償却累計額につき直接控除注記法により表示する場合  | <p>《科目別注記法》</p> <p>有形固定資産から減価償却累計額がそれぞれ控除されている。</p> <p>建物 800千円 車両運搬具 600千円<br/>器具備品 500千円</p> <p>《一括注記法》</p> <p>有形固定資産から減価償却累計額1,900千円が控除されている。</p>                                  |
| ④減損損失累計額につき合算間接控除形式により表示する場合 | <p>減価償却累計額には減損損失累計額300千円が含まれている。</p>                                                                                                                                                  |
| ⑤保証債務                        | <p>A社の金融機関からの借入金に対し、10,000千円の債務保証を行っている。</p>                                                                                                                                          |
| ⑥手形遡求債務                      | <p>受取手形割引高 1,000千円<br/>受取手形裏書譲渡高 2,000千円</p>                                                                                                                                          |

| 項 目                               | 文 例                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦重要な係争事件に係る損害賠償義務                 | B社から商標権の侵害があったとして、損害賠償請求額10,000千円を受け、現在係争中である。                                                                                                                                       |
| ⑧関係会社に対する金銭債権・金銭債務につき注記法により表示する場合 | <p>関係会社に対する金銭債権は次のとおりである。</p> <p>《科目別注記法》</p> <p>受取手形 100千円 売掛金 200千円</p> <p>短期貸付金 100千円 長期貸付金 100千円</p> <p>《一括注記法》</p> <p>関係会社に対する金銭債権は次のとおりである。</p> <p>短期金銭債権400千円 長期金銭債権100千円</p> |
| ⑨取締役、監査役、執行役に対する金銭債権・金銭債務         | <p>① 取締役に対する金銭債権が50千円ある。</p> <p>② 監査役に対する金銭債権が80千円ある。</p> <p>③ 執行役に対する金銭債務が60千円ある。</p>                                                                                               |
| ⑩親会社株式の各表示区分別の金額                  | <p>① 親会社株式500千円が流動資産に計上されている。</p> <p>② 親会社株式1,500千円が投資その他の資産に計上されている。</p>                                                                                                            |
| ⑪有形固定資産の圧縮額につき直接控除注記法により表示する場合    | 土地から圧縮額10,000千円が控除されている。                                                                                                                                                             |

(3) 損益計算書に関する注記

| 項 目       | 文 例                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 関係会社との取引高 | <p>① 関係会社との営業取引高（売上高）が50,000千円ある。</p> <p>② 関係会社との営業取引以外の取引高（固定資産売却高）が8,000千円ある。</p> |



(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

| 項 目                                                           | 文 例                                            |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ①当該事業年度の末日における<br>発行済株式の数                                     | 当該事業年度の末日における発行済株式の数<br>普通株式 600,000株          |
| ②当該事業年度の末日における<br>自己株式の数                                      | 当該事業年度の末日における自己株式の数<br>普通株式 800株               |
| ③当該事業年度中に行った剰余<br>金の配当に関する事項                                  | 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する<br>事項<br>配当の総額 23,812千円  |
| ④当該事業年度末日後に行う剰<br>余金の配当に関する事項                                 | 当該事業年度末日後に行う剰余金の配当に関す<br>る事項<br>配当の総額 51,442千円 |
| ⑤当該事業年度の末日における<br>当該株式会社が発行している<br>新株予約権の目的となる当該<br>株式会社の株式の数 | 新株予約権の目的となる株式の数<br>普通株式 600株                   |

(5) 税効果会計に関する注記

| 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 |          |
|---------------------------|----------|
| 繰延税金資産                    |          |
| 貸倒引当金                     | 3,542千円  |
| 賞与引当金                     | 24,000千円 |
| 未払事業税                     | 2,360千円  |
| 退職給付引当金                   | 15,520千円 |
| 有形固定資産                    | 11,395千円 |
| 繰延税金資産小計                  | 56,817千円 |
| 評価性引当額                    | △1,914千円 |
| 繰延税金資産合計                  | 54,903千円 |
| 繰延税金負債                    |          |
| その他有価証券評価差額金              | 1,700千円  |
| 繰延税金負債合計                  | 1,700千円  |
| 繰延税金資産の純額                 | 53,203千円 |

(6) 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額

| 文         | 例       |
|-----------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 536円13銭 |

② 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額

| 文          | 例      |
|------------|--------|
| 1株当たり当期純利益 | 48円56銭 |

~~~~~

1 各注記事項の具体的記載内容

(1) 継続企業の前提に関する注記

- ① 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類（連結注記表にあっては、連結計算書類）に反映している否かの別

(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- ① 資産の評価基準及び評価方法
- ② 固定資産の減価償却の方法
- ③ 引当金の計上基準
- ④ 収益及び費用の計上基準
- ⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(3) 貸借対照表等に関する注記

- ① 資産が担保に供されている場合、資産が担保に供されている旨、担保に供されている資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- ② 資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別の引当金の金額
- ③ 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額
- ④ 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- ⑤ 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く）があるときは、当該債務の内容及び金額
- ⑥ 関係会社に対する金銭債権債務について、他の金銭債権債務と区分して表示していない場合、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の項目別金額又は2以上の項目について一括した金額
- ⑦ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権債務がある場合、金銭債権又は金銭債務ごとの総額
- ⑧ 親会社株式の各表示区分別の金額
- ⑨ 圧縮記帳の表示方法につき、直接控除法により表示している場合、有形固定資産から控除されている旨（企原注解24類推）

(4) 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

- ① 事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
- ② 事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
- ③ 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
- ④ 事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項
- ⑤ 事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）

(6) 税効果会計に関する注記

- ① 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳（繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む）
- ② 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(7) リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引の借主である会社が、ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件に関する事項

なお、以下の項目について併せて記載することも妨げない。

- ① 事業年度の末日における取得原価相当額
- ② 事業年度の末日における減価償却累計額相当額
- ③ 事業年度の末日における未経過リース料相当額
- ④ 上記3項目のほか、当該リース物件に係る重要な事項

(8) 金融商品に関する注記

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項

(9) 賃貸等不動産に関する注記

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

(10) 持分法損益等に関する注記

- ① 関連会社がある場合、関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
- ② 開示対象特別目的会社がある場合、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

(11) 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者とは、会社であれば当社の親会社、子会社、親会社の子会社、その他の関係会社など、個人であれば主要株主とその近親者、役員とその近親者などをいう。

株式会社は関連当事者との取引がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- ① 名称又は氏名
- ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める株式会社が有する議決権の数の割合
- ③ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
- ④ 当該株式会社と当該関連当事者との関係
- ⑤ 取引の内容
- ⑥ 取引の種類別の取引金額
- ⑦ 取引条件及び取引条件の決定方針
- ⑧ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の事業年度の末日における残高
- ⑨ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

(12) 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額
- ② 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

(13) 重要な後発事象に関する注記

事業年度の末日後、当該株式会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(14) 連結配当規制適用会社に関する注記

連結配当規制適用会社とは、会社計算規則158条4号（分配可能額計算における連結配当規制）の規定を適用する旨を定めた会社をいう。株式会社が連結配当規制適用会社である場合には次の事項を注記しなければならない。

事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

(15) その他の注記

上記の他、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により株式会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項

計算書類等

<メ モ>

テーマ 2 計算規則の概要

項 目 及 び 内 容	重要度
2-1 計算規則のフォーム	
■ 計規のフォーム	☆
2-2 資産の部の表示科目	
■ 資産の部の表示科目	☆
2-3 負債の部の表示科目	
■ 負債の部の表示科目	☆
2-4 純資産の部の表示科目	
1 純資産の部の表示	☆☆
2 その他利益剰余金の表示科目	☆☆
2-5 経過勘定項目	
■ 経過勘定項目の表示	☆☆

2-1 計算規則Bのフォーム



ポイント整理

■ 計規Bのフォーム

貸借対照表

A株式会社

××年×月×日

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流 動 資 産	(65,200)	I 流 動 負 債	(41,300)
現金及び預金	6,000	支払手形	13,500
受取手形	23,000	買掛金	16,700
売掛金	22,000	短期借入金	5,400
有価証券	1,500	未払金	5,700
商 品	10,000	II 固 定 負 債	(14,700)
短期貸付金	2,500	長期借入金	1,200
前払費用	200	退職給付引当金	13,500
II 固 定 資 産	(89,800)	負債の部合計	56,000
1有形固定資産	(70,600)	純 資 産 の 部	
建 物	27,000	I 株 主 資 本	(90,500)
備 品	5,600	1資 本 金	55,000
土 地	38,000	2資 本 剰 余 金	(20,000)
2無形固定資産	(800)	(1)資 本 準 備 金	15,000
商 標 権	200	(2)その他資本剰余金	5,000
特 許 権	600	3利 益 剰 余 金	(20,500)
3投資その他の資産	(18,400)	(1)利 益 準 備 金	5,000
投資有価証券	7,300	(2)その他利益剰余金	(15,500)
関係会社株式	3,500	新 築 積 立 金	5,500
長期貸付金	4,600	繰越利益剰余金	10,000
長期預金	3,000	4自 己 株 式	△ 5,000
III 繰 延 資 産	(1,500)	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	(4,500)
開 発 費	1,500	1 其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,000
		2繰延ヘッジ損益	500
		III 新 株 予 約 権	5,500
		純資産の部合計	100,500
資 産 の 部 合 計	156,500	負債及び純資産の部合計	156,500

1 タイトル

まず、タイトル（貸借対照表）を記載したうえで、その次の行に①**会社名**、②**決算日の日付**、③**単位**の3つをそれぞれ記載する。

2 記載上の留意点

区分名の記載に当たっては次の点に注意すること。

- (1) **資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金、自己株式、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、新株予約権**については、区分名であると同時に科目名でもあると解されている。
- (2) 区分名の前に番号を付すことについては特に決まりはないが、慣行として資産の部、負債の部、純資産の部には番号を付さず、流動資産、固定資産などさらに細分化した区分にはローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、…）を付し、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産などさらに細分化した区分には算用数字（1、2、…）を付し、資本準備金、その他資本剰余金などさらに細分化した区分にはカッコ数字（(1)、(2)、…）を付するのが一般的である。

3 各区分の合計額の記載

各区分につき合計額を記載する。

- (1) 資産の部、負債の部、純資産の部の合計額は、各区分の末尾に別に1行を設けて「**〇〇の部合計**」として記載する。また、負債の部と純資産の部の両者の合計額も「**負債及び純資産の部合計**」として記載する。
- (2) さらに細分化した各区分の合計額は、各区分名の横の金額欄に**カッコ書**で記載するのが慣行である。ただし、**資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金、自己株式、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、新株予約権**については、それが科目名でもあることから金額欄にカッコは付さない。

4 その他の事項

- (1) 表のフォームには勘定式と報告式の2つがある。会社計算規則ではいずれによるか明定されていないが、**勘定式**によるのが慣行である。
- (2) 各区分に記載する科目の名称及び配列順序については、ある程度の約束事や慣行があるが、これらについては次のテーマでとり上げる。

⑦ 参考 財務諸表等規則に基づき作成される貸借対照表

【貸借対照表】

(単位：千円)

当 事 業 年 度 (× 年 × 月 × 日)	
資 産 の 部	
流 動 資 産	
現金及び預金	×××
受 取 手 形	×××
貸倒引当金	△×××
受取手形（純額）	×××
売 掛 金	×××
貸倒引当金	△×××
売掛金（純額）	×××
有 価 証 券	×××
親 会 社 株 式	×××
商 品	×××
貯 蔵 品	×××
前 払 費 用	×××
繰延税金資産	×××
未 収 収 益	×××
株主、役員又は従業員に対する短期貸付金	×××
貸倒引当金	△×××
株主、役員又は従業員に対する短期貸付金（純額）	×××
短 期 貸 付 金	×××
貸倒引当金	△×××
短期貸付金（純額）	×××
未 収 入 金	×××
.....	×××
流 動 資 産 合 計	×××
固 定 資 産	
有 形 固 定 資 産	
建 物	×××
減価償却累計額	△×××
建物（純額）	×××
機 械 及 び 装 置	×××
減価償却累計額	△×××
機械及び装置（純額）	×××
工 具、器 具 及 び 備 品	×××
減価償却累計額	△×××
工具、器具及び備品（純額）	×××
土 地	×××
建 設 仮 勘 定	×××
.....	×××
有 形 固 定 資 産 合 計	×××
無 形 固 定 資 産	
の れ ん	×××
借 地 権	×××
.....	×××
無 形 固 定 資 産 合 計	×××
投資その他の資産	
投資有価証券	×××
関係会社株式	×××
関係会社債	×××
出 資 金	×××
関係会社出資金	×××
長 期 貸 付 金	×××
貸倒引当金	△×××
長期貸付金（純額）	×××
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	×××
貸倒引当金	△×××

株主、役員又は従業員に対する長期貸付金（純額）	×××
関係会社長期貸付金	×××
貸倒引当金	△×××
関係会社長期貸付金（純額）	×××
長期前払費用	×××
繰延税金資産	×××
.....	×××
投資その他の資産合計	×××
固 定 資 産 合 計	×××
繰 延 資 産	
創 立 費	×××
開 業 費	×××
.....	×××
繰 延 資 産 合 計	×××
資 産 合 計	×××
負 債 の 部	
流 動 負 債	
支 払 手 形	×××
買 掛 金	×××
短 期 借 入 金	×××
未 払 金	×××
繰延税金負債	×××
株主、役員又は従業員からの短期借入金	×××
従業員預り金	×××
.....	×××
流 動 負 債 合 計	×××
固 定 負 債	
社 債	×××
長 期 借 入 金	×××
関係会社長期借入金	×××
株主、役員又は従業員からの長期借入金	×××
繰延税金負債	×××
.....	×××
固 定 負 債 合 計	×××
負 債 合 計	×××
純資産の部	
株 主 資 本	
資 本 金	×××
資 本 剰 余 金	
資 本 準 備 金	×××
その他資本剰余金	×××
資 本 剰 余 金 合 計	×××
利 益 剰 余 金	
利 益 準 備 金	×××
その他利益剰余金	
新 築 積 立 金	×××
繰越利益剰余金	×××
利 益 剰 余 金 合 計	×××
自 己 株 式	△×××
株 主 資 本 合 計	×××
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	×××
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	×××
評価・換算差額等合計	×××
新 株 予 約 権	×××
純 資 産 合 計	×××
負 債 純 資 産 合 計	×××

<メ モ>

2-2 資産の部の表示科目

ポイント整理

■ 資産の部の表示科目

流 動 資 産	固 定 資 産	繰 延 資 産
現 金 及 び 預 金	(1) 有形固定資産	株 式 交 付 費
受 取 手 形	建 物	社 債 発 行 費
売 掛 金	車 両	創 立 費
有 価 証 券	備 品	開 業 費
商 品	土 地	開 発 費
貯 蔵 品	建 設 仮 勘 定	
前 渡 金	(2) 無形固定資産	
未 収 金	特 許 権	
立 替 金	借 地 権	
短 期 貸 付 金	商 標 権	
短期固定資産売却受取手形	(3) 投資その他の資産	
	投 資 有 価 証 券	
	関 係 会 社 株 式	
	長 期 預 金	
	長 期 未 収 金	
	長 期 貸 付 金	
	長期固定資産売却受取手形	

1 資産の部の配列順序等のルール

(1) 流動資産

表示科目の配列は、おおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は**現金及び預金から商品までの配列順序**を覚えておけばよい。それ以下はこだわる必要はない。

(2) 固定資産

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は次のように考えておけばよい。

- ① 有形固定資産については、前記の通りに覚える。
- ② 無形固定資産については、こだわる必要はない。
- ③ 投資その他の資産については、**投資有価証券と関係会社株式**を先に表示することを覚えておけばよい。それ以下はこだわる必要はない。

(3) 繰延資産

表示科目の配列については、こだわる必要はない。

2 資産及び負債の流動固定の分類基準

貸借対照表上の資産及び負債の表示科目は正常営業循環基準や1年基準などを適用して、流動・固定に分類されることになる。

(1) 正常営業循環基準

正常営業循環基準とは、**企業の正常な営業循環過程**（例えば、商企業なら現金から始まり、現金→たな卸資産→営業債権→現金と再び現金に環流する過程）を**構成する資産及び負債は、すべて流動資産・流動負債**とする基準をいう。

(2) 1年基準

1年基準とは、**貸借対照表日（決算日）の翌日から起算して1年以内に期限が到来するものを流動資産・流動負債とし、1年を超えて期限が到来するものを固定資産・固定負債**とする基準をいう。

2-3 負債の部の表示科目



ポイント整理

■ 負債の部の表示科目

流 動 負 債	固 定 負 債
支 払 手 形	社 債
買 掛 金	長 期 借 入 金
短 期 借 入 金	退 職 給 付 引 当 金
1年以内返済長期借入金	長 期 未 払 金
1年以内償還社債	長 期 預 り 金
未 払 金	長期固定資産購入支払手形
未 払 法 人 税 等	
前 受 金	
預 り 金	
賞 与 引 当 金	
短期固定資産購入支払手形	

1 負債の部の配列順序等のルール

(1) 流動負債

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は**支払手形から未払法人税等までのところを覚えておけばよい**。ただし、**1年以内返済長期借入金**は**短期借入金**の次に、**1年以内償還社債**は**1年以内返済長期借入金**の次に表示するのが慣行である。それ以下についてはこだわる必要はない。

(2) 固定負債

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上は**社債と長期借入金**を先に表示することを覚えておけばよい。それ以下についてはこだわる必要はない。

2-4 純資産の部の表示科目



ポイント整理

1 純資産の部の表示

純資産の部	
I 株主資本	(×××)
1 資本金	×××
2 資本剰余金	(×××)
(1) 資本準備金	×××
(2) その他資本剰余金	×××
3 利益剰余金	(×××)
(1) 利益準備金	×××
(2) その他利益剰余金	(×××)
〇〇積立金	×××
繰越利益剰余金	×××
4 自己株式	△×××
II 評価・換算差額等	(×××)
1 その他有価証券評価差額金	×××
III 新株予約権	×××

2 その他利益剰余金の表示科目

項 目	内 容
新築積立金	固定資産の新築に伴う支出に備えた積立金
役員退職慰労積立金	役員の退職金に伴う支出に備えた積立金
別途積立金	特定の目的のない積立金
繰越利益剰余金	その他利益剰余金のうち任意積立金以外のもの

1 その他資本剰余金及びその他利益剰余金

(1) その他資本剰余金

資本金及び資本準備金の取崩によって生ずる剰余金や自己株式処分差益については、会社計算規則における計算書類等の体系の中にある株主資本等変動計算書があれば、当期の変動状況は把握できることなどから継続的にその他資本剰余金の残高を内容に応じて区別しておく必要性は乏しいため、基本的に、貸借対照表上、**その他資本剰余金**にて表示する。

(2) その他利益剰余金

その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、**その内容を示す科目**をもって表示し、それ以外については**繰越利益剰余金**にて表示する。

その他利益剰余金の配列順序はとくにない。ただし、繰越利益剰余金は最後に、別途積立金をその上に表示するのが慣行であることから、これだけは覚えておくこと。

2 繰越利益剰余金の計算

その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については、繰越利益剰余金にて表示することとなる。

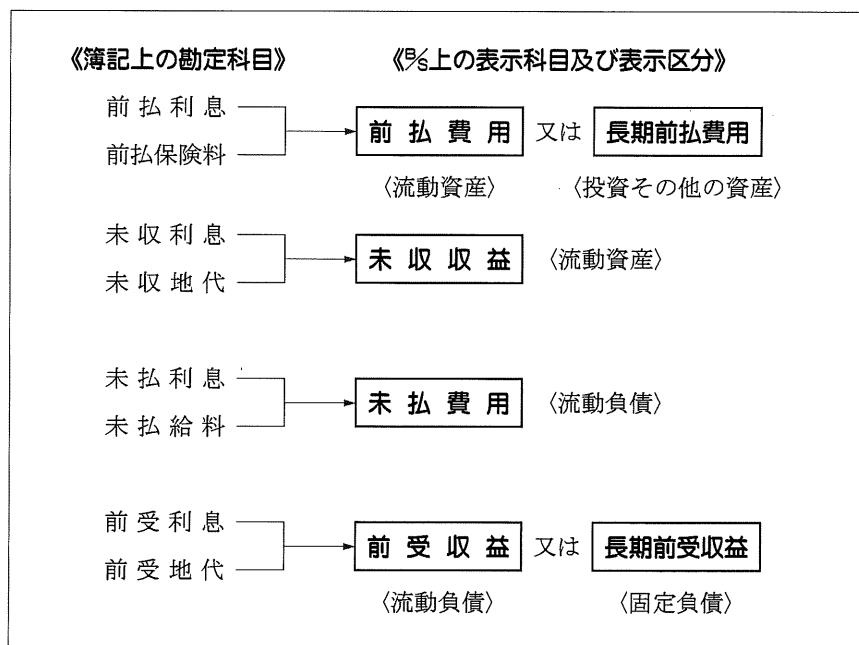
したがって、当期の繰越利益剰余金の増減は以下のようになる。

項 目	金 額
期首繰越利益剰余金	25,000
損益計算書の当期純利益	(+) 5,000
任意積立金の取崩し	(+) 3,000
剰余金の配当	(-) 4,000
任意積立金の積立て	(-) 2,000
期末繰越利益剰余金	27,000



 ポイント整理

■ 経過勘定項目の表示



1 経過勘定項目の概要

(1) 前払費用

前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいう。

(2) 前受収益

前受収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払いを受けた対価をいう。

(3) 未払費用

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、すでに提供された役務に対して、いまだその対価の支払いが終わらないものをいう。

(4) 未収収益

未収収益は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対して、いまだその対価の支払いを受けていないものをいう。

2 経過勘定項目の表示

(1) 前払費用及び前受収益については、1年基準が適用され、1年以内に費用又は収益となるものは「前払費用」又は「前受収益」として**流動資産又は流動負債**に、1年を超えて費用又は収益となるものについては、「長期前払費用」又は「長期前受収益」として**固定資産・投資その他の資産又は固定負債**に表示される。

(2) その他の経過勘定項目（未収収益、未払費用）については、科目の性質により期間に関係なく、常に**流動資産又は流動負債**に表示される。

設 例

以下の修正仕訳を行いなさい。（当期×7年4月1日～×8年3月31日）

【資料】

×7年11月1日に、×10年10月30日を一括返済期日とする長期借入金の実行に当たって、3年分の保証料1,440千円を支払ったが、仮払金として処理している。

解 説（仕訳の単位：千円）

（保証料）	200	（仮払金）	1,440
（前払費用）	480		
（長期前払費用）	760		

<メ モ>

テーマ 3 計算規則の概要

項 目 及 び 内 容		重要度
3-1 計算規則のフォーム		
■	計規のフォーム	☆
3-2 計算規則の表示科目		
■	各区分の典型的な表示科目	☆
3-3 売上高の表示		
■	売上高の表示	☆☆
3-4 売上原価の表示		
1	細分した場合の表示方法	☆☆
2	仕入高の表示	☆☆

3-1 計算規則のフォーム



ポイント整理

■ 計規のフォーム

損 益 計 算 書

A株式会社 自××年×月×日 至××年×月×日 (単位：千円)

摘 要	金	額
I 売 上 高		50,000
II 売 上 原 価		25,000
売上総利益（又は売上総損失）		25,000
III 販売費及び一般管理費		5,000
営業利益（又は営業損失）		20,000
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	500	
受 取 配 当 金	700	1,200
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,200	
売 上 割 引	200	1,400
経常利益（又は経常損失）		19,800
VI 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	800	800
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 災 害 損 失	2,400	2,400
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		18,200
法人税、住民税及び事業税	7,700	
法人税等調整額	△ 400	7,300
当期純利益（又は当期純損失）		10,900

1 タイトル等の記載

まず、タイトル（損益計算書）を記載したうえで、その次の行に①**会社名**、②**事業年度（期首から期末まで）**、③**単位**の3つをそれぞれ記載する。

2 区分名及び利益名の記載

- (1) 売上高、売上原価等の各区分について、細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。ただし、特別利益及び特別損失に属する項目は、細分することを原則としている。

なお、実務上は、売上高、売上原価並びに販売費及び一般管理費は細分せず、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失は細分した形式で記載する場合が多く、本試験でも当該形式での出題が想定される。

- (2) 利益の表示については、会社計算規則の規定上は、「〇〇利益金額」となっているが、会計慣行をしん酌して、単に「〇〇利益」と表示すれば足りる。
- (3) 当期純利益と繰越利益剰余金との関係については、株主資本等変動計算書に記載されることになる。

3 金額の記載

各科目、各区分、各利益につき、以下のように金額を記載する。

- (1) **各科目の金額は、金額欄の左側に記載する。**
- (2) 各科目の金額は、区分ごとに締め切り、**各区分の金額を金額欄の右側に記載する。**
- (3) **各利益の金額は、金額欄の右側に記載する。**
- (4) 税引前当期純利益より下の部分の金額は、税効果会計を適用する場合を除き、原則的に金額欄の右側に記載する。

4 その他の事項

のフォームには勘定式と報告式の2つがある。会社計算規則ではいずれによるか明定されていないが、**報告式**によるのが慣行である。

⑦ 参 考 財務諸表等規則に基づき作成される損益計算書

【損益計算書】

(単位：千円)

	当 事 業 年 度 (自 至 ×年×月×日 ×年×月×日)
売 上 高	× × ×
売 上 原 価	
商品（又は製品）期首たな卸高	× × ×
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	× × ×
合 計	× × ×
商品（又は製品）期末たな卸高	× × ×
商品（又は製品）売上原価	× × ×
売上総利益（又は売上総損失）	× × ×
販売費及び一般管理費	
給 料 手 当	× × ×
役 員 報 酬	× × ×
.....	× × ×
販売費及び一般管理費合計	× × ×
営業利益（又は営業損失）	× × ×
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息	× × ×
受 取 配 当 金	× × ×
仕 入 割 引	× × ×
投資不動産賃貸料	× × ×
.....	× × ×
営業外収益合計	× × ×
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	× × ×
社 債 利 息	× × ×
社債発行費償却	× × ×
売 上 割 引	× × ×
.....	× × ×
営業外費用合計	× × ×
経常利益（又は経常損失）	× × ×
特 別 利 益	
固定資産売却益	× × ×
.....	× × ×
特別利益合計	× × ×
特 別 損 失	
固定資産売却損	× × ×
減 損 損 失	× × ×
災害による損失	× × ×
.....	× × ×
特別損失合計	× × ×
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×
法人税等合計	× × ×
当期純利益（又は当期純損失）	× × ×

<メ モ>

3-2 計算規則の表示科目



ポイント整理

■ 各区分の典型的な表示科目

販売費及び一般管理費	営業外収益	特別利益
給料手当	受取利息	固定資産売却益
役員報酬	有価証券利息	
福利厚生費	受取配当金	
広告宣伝費	仕入割引	
見本品費	有価証券売却益	
旅費交通費	投資不動産賃貸料	
通信費	貸倒引当金戻入額	
水道光熱費	雑収入	
修繕費	営業外費用	特別損失
支払保険料	支払利息	固定資産売却損
租税公課	社債利息	固定資産災害損失
不動産賃借料	売上割引	役員退職慰労金
商標権使用料	株式交付費償却	
事務用消耗品費	社債発行費償却	
減価償却費	創立費償却	
特許権償却	開業費償却	
商標権償却	貸倒引当金繰入額	
開発費償却	有価証券売却損	
貸倒引当金繰入額	雑損失	
賞与引当金繰入額		
役員賞与引当金繰入額		
退職給付費用		
雑費		

1 配列順序等のルール

(1) 販売費及び一般管理費

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はこだわらなくてよい。ただし、**雑費は最後**に表示すること。

(2) 営業外収益

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はこだわらなくてよい。ただし、**雑収入は最後**に表示すること。

(3) 営業外費用

表示科目の配列はおおむね前記の順序で行うのが慣行であるが、受験上はこだわらなくてよい。ただし、**雑損失は最後**に表示すること。

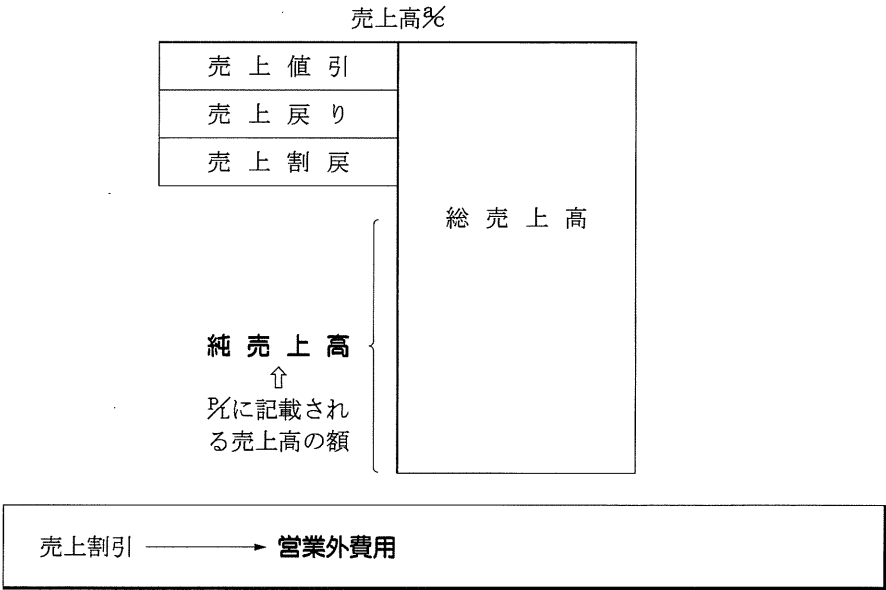
(4) 特別利益・特別損失

表示科目の配列順序はとくにないと考えてよい。

3 - 3 売上高の表示

ポイント整理

■ 売上高の表示



1 売上高の表示

売上高は総売上高から売上値引、売上戻り、売上割戻を控除した純売上高で表示する。

売上値引	量目不足、品質不良、破損等の理由により売上代金から控除される額をいう。
売上戻り	量目不足、品質不良、破損等の理由により返品される額をいう。
売上割戻	一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する売上代金の返戻額をいう。

なお、売上割引は総売上高から控除せず営業外費用の区分に表示する。



設 例

残高試算表

(単位：千円)

売 上 値 引	2,000	売 上 高	400,000
売 上 戻 り	2,800		
売 上 割 戻	1,200		
売 上 割 引	1,600		



解 説

損益計算書

(単位：千円)

摘 要	金 額
I 売 上 高	394,000
V 営 業 外 費 用	
売 上 割 引	1,600

3-4 売上原価の表示



ポイント整理

1 細分した場合の表示方法

II	売 上 原 価		
1	期首商品たな卸高	×××	
2	当期商品仕入高	×××	
	合 計	×××	
3	期末商品たな卸高	×××	×××
	売 上 総 利 益		×××
III	販売費及び一般管理費		
	給 料 手 当	×××	
	⋮	⋮	
	雑 費	×××	×××
	営 業 利 益		×××

2 仕入高の表示

仕入高%

総 仕 入 高	仕 入 値 引
	仕 入 戻 し
	仕 入 割 戻
}	
	純 仕 入 高
	↑
	に記載される 当期商品仕入高の額

仕入割引 → 営業外収益

1 仕入高の表示

先当期商品仕入高は総仕入高から仕入値引、仕入戻し、仕入割戻を控除した純仕入高で表示する。

仕入値引	量目不足、品質不良、破損等の理由により仕入代金から控除される額をいう。
仕入戻し	量目不足、品質不良、破損等の理由により返品される額をいう。
仕入割戻	一定期間に多額又は多量の取引をした仕入先から受取る仕入代金の返戻額をいう。

なお、仕入割引は総仕入高から控除せず営業外収益の区分に表示する。

 設 例

残高試算表		(単位：千円)	
期首商品たな卸高	15,000	仕 入 値 引	1,000
当期商品仕入高	200,000	仕 入 戻 し	1,400
		仕 入 割 戻	600
		仕 入 割 引	300

[資 料] 期末商品たな卸高 17,000千円

 解 説

損益計算書		(単位：千円)	
摘	要	金	額
Ⅱ	Ⅰ 売上原価 1 期首商品たな卸高 2 当期商品仕入高 合 計 3 期末商品たな卸高 Ⅳ 営業外収益 仕入割引	 15,000 197,000 212,000 17,000 300	 195,000

<メ モ>

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

問題1～2

問題編



問題 1 計算書類等(1)

総合

- 30分 -

C株式会社の当期（×4年4月1日から×5年3月31日まで）における資料は次のとおりである。

これらの資料及び解答留意事項に基づき、「会社計算規則」に準拠した貸借対照表・損益計算書を作成しなさい。

解答留意事項

- (1) 重要性の原則は適用しないこととする。
- (2) 税効果会計は考慮外とする。
- (3) 日数の計算は便宜上月割計算により行うこととする。
- (4) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は独立科目により表示する。

〔資料1〕 残高試算表（一部処理済）

残 高 試 算 表				(単位：千円)	
現金及び預金	169,700	建物減価償却累計額	225,000		
受取手形	868,000	備品減価償却累計額	3,000		
売掛金	1,452,000	支払手形	485,000		
有価証券	240,500	買掛金	465,000		
商 品	100,000	借入金	160,000		
前渡金	95,400	未払金	36,500		
短期貸付金	25,000	未払法人税等	408,000		
建 物	500,000	未払費用	23,340		
備 品	10,000	賞与引当金	3,500		
土 地	100,000	退職給付引当金	243,000		
借地権	4,640	資本金	100,000		
特許権	3,000	資本準備金	5,000		
開発費	8,000	利益準備金	12,000		
売上値引	3,000	新築積立金	30,000		
仕 入	1,857,000	別途積立金	190,000		
租税公課	232,000	繰越利益剰余金	1,060		
開発費償却	2,000	売 上	4,650,000		
販売費及び一般管理費	646,160	受取利息	6,700		
支払利息	101,800	有価証券利息	1,500		
雑 損 失	22,500	受取配当金	5,500		
法人税、住民税及び事業税	698,800	仕入割引	9,400		
		雑 収 入	6,000		
		固定資産売却益	70,000		
合 計	7,139,500	合 計	7,139,500		

〔資料2〕参考事項

1. 期末に金庫を実査したところ次のものが含まれていた。
 - (1) 郵便切手の未使用分 500千円（購入時に販売費及び一般管理費として処理している）
 - (2) 配当金領収証 200千円（未処理。源泉税は考慮外とする。）
2. 受取手形のうちには、得意先に対する手形貸付により受け取ったもの（手形期日：×6年5月31日）40,000千円が含まれている。
3. 売掛金のうちにはB社に対するもの25,000千円が含まれている。
4. 期末における商品の資料は次のとおりである。
 - (1) 帳簿棚卸高 210,000千円
 - (2) 実地棚卸高 195,000千円
 - (3) 実地棚卸高のうち15,000千円については品質が低下しており、正味売却価額は10,000千円である。なお、当該品質低下に係る評価損は売上原価に含めるものとする。
 - (4) 当社は総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法による）を採用しており、市場の需給変化を起因とする正味売却価額の下落による評価損を良品価額に対し10%計上することとする。なお、当該評価損は売上原価の算定に含めるものとする。
 - (5) 実地棚卸の数量不足は原価性がなく、経常利益の計算には含めないこととする。
 - (6) 残高試算表の商品は前期末残高である。
5. 有価証券240,500千円はすべてB社株式（当社はB社の議決権の100%を所有している）である。
なお、当該有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法を採用している。
6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、受取手形、売掛金及び貸付金の期末残高に対して2%を計上する。なお、貸倒引当金の表示は一括掲記の方法による。
7. 当期分の有形固定資産の減価償却費は次のとおりである。なお、減価償却累計額は、一括掲記により表示するものとする。
 - (1) 建物分 11,250千円
 - (2) 備品分 1,500千円
8. 特許権は、前期期央に取得したものであり、期間8年で定額法により償却する。
9. 借入金の内訳は次のとおりである。
 - (1) 甲商事株式会社からのもの 38,000千円（返済期日：×5年10月31日）
 - (2) 乙産業株式会社からのもの 44,000千円（返済期日：×6年6月10日）
 - (3) 丙銀行からのもの 78,000千円（返済期日：×7年3月31日）

なお、当期中に借入れたものは甲商事株式会社からの借入金のみであり、他はすべて前期以前に借入れたものである。

問題2 計算書類等(2)

総合

- ㊦25分 -

【設問1】

D株式会社（会計期間：×4年4月1日から×5年3月31日）の下記に示す資料により、「会社計算規則」に準拠した貸借対照表を作成しなさい。なお、税効果会計については、〔資料2〕9についてのみ考慮することとし、法人事業税の外形標準課税制度については考慮外とする。なお、関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、独立科目表示法により表示する。

【資料1】 残高試算表の一部（一部処理済）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
現金及び預金	48,900	支払手形	145,000
受取手形	150,000	買掛金	120,000
売掛金	170,000	短期借入金	132,000
有価証券	150,000	未払金	72,000
商品	125,000	預り金	20,000
短期貸付金	90,000	建物減価償却累計額	130,750
繰延税金資産	74,200	車両減価償却累計額	45,000
建物	450,000	備品減価償却累計額	14,400
車両	200,000	債務保証	50,000
備品	80,000	退職給付引当金	130,000
土地	500,000	社債	300,000
借地権	30,000	長期借入金	450,000
商標権	25,000	資本金	200,000
長期貸付金	120,000	資本準備金	20,000
長期預金	30,000	利益準備金	25,000
債務保証見返	50,000	新築積立金	60,000
		配当平均積立金	20,000
		別途積立金	70,000

〔資料２〕 参考事項

1. 受取手形のうち50,000千円、売掛金のうち70,000千円はK社との取引により生じたものである。
2. 有価証券の内訳は次のとおりである。

銘 柄	保有目的	期 末 残 高	議決権保有割合
甲社株式	売買目的	10,000千円	0.1%
F社株式	売買目的	20,000千円	0.5%
I社株式	そ の 他	45,000千円	1 %
K社株式	支配目的	75,000千円	55%

3. 建物のうち150,000千円（減価償却累計額63,250千円）、土地のうち100,000千円は以前から当社の業務と関係しない他社に投資目的で賃貸しているものである。

なお、当社は減価償却方法として、残存価額を取得原価の10%とする定額法を採用しており、耐用年数は、建物20年、車両8年、備品5年である。（未処理）

4. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、受取手形、売掛金及び貸付金の期末残高に対して2%を計上する。表示方法は一括控除法とする。（未処理）
5. 賞与引当金40,000千円（要支給額に対する当期負担分）、退職給付引当金20,000千円（期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいている）を繰入れる。
6. 債務保証額につき翌期における代理弁済見込額50,000千円を引当計上する。（未処理）
7. 支払手形のうち35,000千円、買掛金のうち65,000千円は、当社の議決権の60%を所有しているA社に対するものである。
8. 確定申告により納付すべき税額（中間納付額及び源泉徴収税額控除後）は法人税・住民税16,500千円、事業税4,500千円である。（未処理）
9. 税効果会計に関する資料は次のとおりである。
 - (1) 残高試算表上の繰延税金資産はすべて前期末において計上したものである。
 - (2) 当期末の繰延税金資産は流動資産に計上すべきものが41,000千円、固定資産に計上すべきものが36,800千円である。なお、繰延税金負債は当期において生じていない。

【設問2】

次に掲げる事項に関連して、会社計算規則に基づいて、④重要な会計方針に係る事項に関する注記のうち「重要な会計方針」に該当するもの、⑤貸借対照表等に関する注記に該当するもの、⑥損益計算書に関する注記に該当するもの、⑦株主資本等変動計算書に関する注記に該当するもの、⑧一株当たり情報に関する注記に該当するものに分類しなさい。

なお、解答方法は、該当する記号を答案用紙に記入し、該当記号がないときは「該当なし」と記入すること。

1. 特許権の償却方法として定額法を採用している。
2. 社債発行費について、その全額を支出時の費用としている。
3. 関係会社に対する備品の売却高が50,000千円ある。
4. 受取手形割引高が1,000千円ある。
5. 取締役に対する金銭債権が2,000千円ある。
6. 当社の1株当たり純資産額は、125円25銭である。
7. 従業員に対する長期貸付金が600千円ある。
8. 売上高のうちには、関係会社に対するものが300万円含まれている。
9. 得意先から当社製品の損壊により負傷者が出た旨の申出を受け、800百万円の損害賠償金を求められ、現在係争中である。
10. 当該事業年度の末日における発行済株式の数は65,000株である。
11. 親会社の発行する株式1,000千円を期末現在保有し、流動資産に計上している。
12. 退職給付債務に係る数理計算上の差異を、発生年度の翌年度から定額法（期間10年）によって費用処理している。

解 答 編



問題 1 計算書類等(1)

貸 借 対 照 表

C株式会社

× 5 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流 動 資 産	(2,696,700)	I 流 動 負 債	(1,459,340)
現金及び預金	169,900	支 払 手 形	485,000
受 取 手 形	828,000	買 掛 金	465,000
売 掛 金	1,427,000	短 期 借 入 金	38,000
関係会社売掛金	25,000	未 払 金	36,500
商 品	172,000	未払法人税等	408,000
貯 蔵 品	500	未 払 費 用	23,340
前 渡 金	95,400	賞 与 引 当 金	3,500
短 期 貸 付 金	25,000	II 固 定 負 債	(365,000)
貸 倒 引 当 金	△ 46,100	長 期 借 入 金	122,000
II 固 定 資 産	(656,190)	退職給付引当金	243,000
1. 有 形 固 定 資 産	(369,250)	負債の部合計	1,824,340
建 物	500,000	純 資 産 の 部	
備 品	10,000	I 株 主 資 本	(1,536,550)
減価償却累計額	△ 240,750	1. 資 本 金	100,000
土 地	100,000	2. 資 本 剰 余 金	(5,000)
2. 無 形 固 定 資 産	(7,240)	(1) 資 本 準 備 金	5,000
借 地 権	4,640	3. 利 益 剰 余 金	(1,431,550)
特 許 権	2,600	(1) 利 益 準 備 金	12,000
3. 投資その他の資産	(279,700)	(2) その他利益剰余金	(1,419,550)
関係会社株式	240,500	新 築 積 立 金	30,000
長 期 貸 付 金	40,000	別 途 積 立 金	190,000
貸 倒 引 当 金	△ 800	繰越利益剰余金	1,199,550
III 繰 延 資 産	(8,000)		
開 発 費	8,000	純資産の部合計	1,536,550
資産の部合計	3,360,890	負債及び純資産の部合計	3,360,890

損 益 計 算 書

C株式会社

自×4年4月1日 至×5年3月31日

(単位：千円)

摘 要	金 額	
I 売 上 高		4,647,000
II 売 上 原 価		1,770,000
売 上 総 利 益		2,877,000
III 販売費及び一般管理費		938,410
営 業 利 益		1,938,590
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,700	
有 価 証 券 利 息	1,500	
受 取 配 当 金	5,700	
仕 入 割 引	9,400	
雑 収 入	6,000	29,300
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	101,800	
貸倒引当金繰入額	1,300	
雑 損 失	22,500	125,600
経 常 利 益		1,842,290
VI 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	70,000	70,000
VII 特 別 損 失		
商 品 減 耗 損	15,000	15,000
税 引 前 当 期 純 利 益		1,897,290
法人税、住民税及び事業税		698,800
当 期 純 利 益		1,198,490

【解答への道】(仕訳の単位：千円)

1 実 査

(貯 蔵 品)	500	(販売費及び一般管理費)	500
(現 金 及 び 預 金)	200	(受 取 配 当 金)	200

2 受取手形

(長期貸付金)	40,000	(受取手形)	40,000
---------	--------	--------	--------

3 売掛金その他

(関係会社売掛金)	25,000	(売掛金)	25,000
(売上)	3,000	(売上値引)	3,000

4 商 品

(売上原価)	100,000	(商品)	100,000
(売上原価)	1,857,000	(仕入)	1,857,000
(商品)	172,000	(売上原価)	210,000
(商品減耗損)*1	15,000		
<特別損失>			
(商品評価損)*2	23,000		
<売上原価>			

*1 帳簿棚卸高210,000千円－実地棚卸高195,000千円＝15,000千円

*2 ① 品質低下

15,000千円－10,000千円＝5,000千円

② 正味売却価額の下落

(195,000千円－15,000千円)×10%＝18,000千円

問題文に「正味売却価額の下落による評価損を良品価額に対し10%計上する」とあることから、実地棚卸高195,000千円から品質低下分15,000千円を控除した残額の10%相当額を市場の需給変化を起因とする正味売却価額の下落による評価損として計上する。

③ ①＋②＝23,000千円

5 有価証券

(関係会社株式)	240,500	(有価証券)	240,500
----------	---------	--------	---------

6 貸倒引当金

(貸倒引当金繰入額) *	45,600	(貸 倒 引 当 金)	46,900
< 販 管 費 >			
(貸倒引当金繰入額) *	1,300		
< 営 業 外 費 用 >			

* 受 取 手 形 828,000千円	} × 2 %	16,560千円……流 資	販管費
売 掛 金 1,427,000千円		28,540千円……流 資	販管費
関係会社売掛金 25,000千円		500千円……流 資	販管費
短 期 貸 付 金 25,000千円		500千円……流 資	外 費
長 期 貸 付 金 40,000千円		800千円……固・投	外 費

7 減価償却

(減 価 償 却 費)	12,750	(減価償却累計額)	12,750
-------------	--------	-----------	--------

8 無形固定資産

(特 許 権 償 却) *	400	(特 許 権)	400
< 販 管 費 >			

$$* 3,000千円 \times \frac{12カ月}{8年 \times 12カ月 - 6カ月} = 400千円$$

※ 前期期央に取得したものであるため、前期末までの既経過月数は6カ月である。

9 借入金

(借 入 金)	160,000	(短 期 借 入 金)	38,000
		(長 期 借 入 金)	122,000

10 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費	645,660千円
租 税 公 課	232,000千円
開 発 費 償 却	2,000千円
貸倒引当金繰入額	45,600千円
減 価 償 却 費	12,750千円
特 許 権 償 却	400千円
	938,410千円

11 繰越利益剰余金

$\frac{1,060\text{千円}}{\text{残高試算表}} + \frac{1,198,490\text{千円}}{\text{当期純利益}} = 1,199,550\text{千円}$

【論点確認】

- ・ 計規に準拠したB/S・P/Lのフォーム
- ・ 計規に準拠したB/S・P/Lの表示科目

【学習上のアドバイス】

- ・ 財表の表示科目と簿記の勘定科目では、用いる科目に違いが生じる場合がある。この場合には、勘定科目を表示科目へ振替える仕訳（財表特有の表示科目への振替仕訳）が必要となる。財務諸表に表示される表示科目を正確に覚えよう。
- ・ 計算において大事なものは、仕訳力と集計力である。各取引に関して、適正な処理を行い、そのうえで各科目の金額を適正に集計できなければ、正しい解答を導くことはできないのである。したがって、計算を解く際は、常に仕訳と集計を意識するようにしよう。
- ・ P/Lに記載される売上高、当期商品仕入高の金額は、総売上高、総仕入高から値引・返品・割戻を控除した純売上高、純仕入高である。なお、実際に問題を解く際には、値引・返品・割戻が売上高や仕入高から直接控除されているか、間接的な科目で処理されているかをしっかりと確認しよう。もし、間接的な科目で処理されている場合には、T/Bの売上高や仕入高から控除する必要がある。
また、割引については控除せず、営業外損益として扱うことにも留意しよう。

問題2 計算書類等(2)

【設問1】

貸 借 対 照 表

D株式会社

×5年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流 動 資 産	(646,700)	I 流 動 負 債	(600,000)
現金及び預金	48,900	支払手形	110,000
受取手形	100,000	関係会社支払手形	35,000
関係会社受取手形	50,000	買掛金	55,000
売掛金	100,000	関係会社買掛金	65,000
関係会社売掛金	70,000	短期借入金	132,000
有価証券	30,000	未払金	72,000
商 品	125,000	未払法人税等	21,000
短期貸付金	90,000	預り金	20,000
繰延税金資産	41,000	賞与引当金	40,000
貸倒引当金	△ 8,200	債務保証損失引当金	50,000
II 固 定 資 産	(1,342,100)	II 固 定 負 債	(900,000)
1. 有 形 固 定 資 産	(802,700)	社 債	300,000
建 物	300,000	長期借入金	450,000
車 両	200,000	退職給付引当金	150,000
備 品	80,000	負債の部合計	1,500,000
減価償却累計額	△177,300	純 資 産 の 部	
土 地	400,000	I 株 主 資 本	(488,800)
2. 無 形 固 定 資 産	(55,000)	1. 資 本 金	200,000
借 地 権	30,000	2. 資 本 剰 余 金	(20,000)
商 標 権	25,000	(1) 資 本 準 備 金	20,000
3. 投資その他の資産	(484,400)	3. 利 益 剰 余 金	(268,800)
投資有価証券	45,000	(1) 利 益 準 備 金	25,000
関係会社株式	75,000	(2) その他利益剰余金	(243,800)
投資建物	150,000	新 築 積 立 金	60,000
減価償却累計額	△ 70,000	配当平均積立金	20,000
投資土地	100,000	別 途 積 立 金	70,000
長期貸付金	120,000	繰越利益剰余金	93,800
長期預金	30,000		
繰延税金資産	36,800		
貸倒引当金	△ 2,400	純資産の部合計	488,800
資産の部合計	1,988,800	負債及び純資産の部合計	1,988,800

【解答への道】（仕訳の単位：千円）

1 受取手形、売掛金

（関係会社受取手形）	50,000	（受 取 手 形）	50,000
（関係会社売掛金）	70,000	（売 掛 金）	70,000

2 有価証券

（有 価 証 券）	30,000	（有 価 証 券）	150,000
< 流 動 資 産 >		< 試 算 表 >	
（投 資 有 価 証 券）	45,000		
（関 係 会 社 株 式）	75,000		

3 有形固定資産

(1) 土地

（投 資 土 地）	100,000	（土 地）	100,000
-----------	---------	-------	---------

(2) 建物

（投 資 建 物）	150,000	（建 物）	150,000
（建物減価償却累計額）	63,250	（投資建物減価償却累計額）	63,250
（減 価 償 却 費）*1	13,500	（建物減価償却累計額）	13,500
（投資建物減価償却費）*2	6,750	（投資建物減価償却累計額）	6,750

$$*1 (450,000 \text{ 千円} - 150,000 \text{ 千円}) \times 0.9 \times \frac{1 \text{ 年}}{20 \text{ 年}} = 13,500 \text{ 千円}$$

$$*2 150,000 \text{ 千円} \times 0.9 \times \frac{1 \text{ 年}}{20 \text{ 年}} = 6,750 \text{ 千円}$$

(3) 車両

（減 価 償 却 費）*	22,500	（車両減価償却累計額）	22,500
--------------	--------	-------------	--------

$$* 200,000 \text{ 千円} \times 0.9 \times \frac{1 \text{ 年}}{8 \text{ 年}} = 22,500 \text{ 千円}$$

(4) 備品

(減 価 償 却 費) *	14,400	(備品減価償却累計額)	14,400
---------------	--------	-------------	--------

$$* \quad 80,000 \text{千円} \times 0.9 \times \frac{1 \text{年}}{5 \text{年}} = 14,400 \text{千円}$$

4 貸倒引当金

(貸倒引当金繰入額) *	10,600	(貸 倒 引 当 金)	10,600
--------------	--------	-------------	--------

* 受取手形	100,000千円 × 2% = 2,000千円	}	流動資産8,200千円
関係会社受取手形	50,000千円 × 2% = 1,000千円		
売掛金	100,000千円 × 2% = 2,000千円		
関係会社売掛金	70,000千円 × 2% = 1,400千円		
短期貸付金	90,000千円 × 2% = 1,800千円		
長期貸付金	120,000千円 × 2% = 2,400千円	→ 投資その他の資産2,400千円	
合 計	10,600千円		

5 賞与引当金及び退職給付引当金

(1) 賞与引当金

(賞与引当金繰入額)	40,000	(賞 与 引 当 金)	40,000
------------	--------	-------------	--------

(2) 退職給付引当金

(退 職 給 付 費 用)	20,000	(退 職 給 付 引 当 金)	20,000
---------------	--------	-----------------	--------

6 債務保証及び債務保証損失引当金

(債務保証損失引当金繰入額)	50,000	(債務保証損失引当金)	50,000
----------------	--------	-------------	--------

※ 残高試算表に計上されている債務保証に係る備忘記録(対照勘定)は、貸借対照表には計上しない。

7 支払手形・買掛金

(支払手形)	35,000	(関係会社支払手形)	35,000
(買掛金)	65,000	(関係会社買掛金)	65,000

8 税金

(法人税、住民税及び事業税)	21,000	(未払法人税等)	21,000
----------------	--------	----------	--------

9 税効果会計

(1) 前期分

(法人税等調整額)	74,200	(繰延税金資産)	74,200
-----------	--------	----------	--------

(2) 当期分

(繰延税金資産)	41,000	(法人税等調整額)	77,800
< 流動 >			
(繰延税金資産)	36,800		
< 固定 >			

【論点確認】

- ・ 会社計算規則に基づく貸借対照表のフォーム
- ・ 関係会社株式
- ・ 関係会社に対する債権・債務

【学習上のアドバイス】

- ・ 会社計算規則における貸借対照表のうち純資産の部の表示は複雑であるため、繰返し練習しておこう。

【設問2】

1	2	3	4	5
㊶	㊶	㊶	㊶	㊶
6	7	8	9	10
㊶	該当なし	㊶	㊶	㊶
11	12			
㊶	㊶			

【解答への道】

- 特許権の償却方法として定額法を採用している。
⇒「重要な会計方針」に該当する。
- 社債発行費について、その全額を支出時の費用としている。
⇒「重要な会計方針」に該当する。
- 関係会社に対する備品の売却高が50,000千円ある。
⇒「損益計算書に関する注記」に該当する。
- 受取手形割引高が1,000千円ある。
⇒「貸借対照表等に関する注記」に該当する。
- 取締役に対する金銭債権が2,000千円ある。
⇒「貸借対照表等に関する注記」に該当する。
- 当社の1株当たり純資産額は、125円25銭である。
⇒「一株当たり情報に関する注記」に該当する。
- 従業員に対する長期貸付金が600千円ある。
⇒該当なし。なお、財務諸表等規則において、独立科目表示すべき項目である。
- 売上高のうちには、関係会社に対するものが300万円含まれている。
⇒「損益計算書に関する注記」に該当する。
- 得意先から当社製品の損壊により負傷者が出た旨の申出を受け、800百万円の損害賠償金を求められ、現在係争中である。
⇒「貸借対照表等に関する注記」に該当する。
- 当該事業年度の末日における発行済株式の数は65,000株である。
⇒「株主資本等変動計算書に関する注記」に該当する。
- 親会社の発行する株式1,000千円を期末現在保有し、流動資産に計上している。
⇒「貸借対照表等に関する注記」に該当する。
- 退職給付債務に係る数理計算上の差異を、発生年度の翌年度から定額法（期間10年）によって費用処理している。
⇒「重要な会計方針」に該当する。

【論点確認】

- ・ 注記の種類

【学習上のアドバイス】

- ・ 注記については、各注記事項がどの注記の種類に属するか（重要な会計方針等に属するの
か、貸借対照表等に関する注記に属するの等）をしっかりと押さえるようにしよう。
- ・ 計算の各テーマと注記については、関連付けて押さえるようにしよう。